

災害時における物資供給に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する物資の供給を文書で要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（供給物資）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- （1）食料品
- （2）飲料品
- （3）衣類
- （4）日用生活品
- （5）その他

（受取及び運搬）

第5条 物資の受取場所は甲が指定し、甲は指定場所へ職員等を派遣し、物資を受け取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬費用については、甲が負担する。

2 甲が負担する物資の対価は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(代金の支払い)

第7条 甲は、物資の供給を受けた後、乙からの請求書を受領した場合には、災害の発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(連絡先確認及び報告)

第8条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及び担当者を決めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(履行の免除)

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度の状況に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2023年(令和5年)8月21日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明